

## さんざん宝くじ付定期預金景品規定

### 1. (景品とする当せん金付証券の種類、送付頻度、枚数)

- (1) 景品としてお客様にお送りする当せん金付証券(以下「宝くじ」といいます。)の種類、送付頻度、枚数は、さんざん宝くじ付定期預金(以下「原預金」といいます。)の預入金額につき 100 万円を 1 口として次のとおりとします。

預入時期	宝くじの種類	送付頻度および枚数
毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日	サマージャンボ宝くじ	1 口あたり年 1 回 10 枚
毎年 7 月 1 日から 10 月 31 日	年末ジャンボ宝くじ	1 口あたり年 1 回 10 枚

- (2) 前記(1)で定めた宝くじ(以下「所定の宝くじ」といいます。)が販売されなかった場合、および所定の宝くじ発売の時期が大幅に変更になった場合、あるいは所定の宝くじの販売価格が変更になった場合等には、当行は所定の宝くじを前記(1)で定めた数量分について購入するために当初見込んでいた金額と同程度の金額で購入できる他の宝くじ、または他の物品を景品とすることができるものとします。

### 2. (宝くじ送付基準日)

所定の宝くじは、次に定める毎年の基準日現在で原預金の預入をされているお客様に送付します。但し、基準日が当行の定める窓口休業日にあたる場合には、前窓口営業日を基準日とします。

宝くじの種類	基準日
サマージャンボ宝くじ	6 月 30 日
年末ジャンボ宝くじ	10 月 31 日

### 3. (宝くじ送付期間)

宝くじは、原預金の新規預入から当初満期日までの 3 年間について送付するものとし、原預金が続続された場合は、引き続き宝くじを送付するものとします。

### 4. (宝くじの送付先)

所定の宝くじは、原預金の預入をされているお客様の前記 2 の基準日現在における当行へのお届出の住所、氏名にあてて送付します。この場合、宝くじが延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

### 5. (宝くじの枚数確認)

送付された宝くじは、到達後直ちに枚数の確認をしてください。万一、枚数が相違していると思われる場合には、宝くじ到達の日を含め 5 日以内に当行までご連絡ください。この場合、宝くじが延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時から起算するものとします。

### 6. (宝くじをお受け取りいただけない場合)

次の場合は宝くじ(または、景品)の発送を中止することがあります。

- (1) 前記 2 の宝くじ送付基準日現在に預金残高があっても、その後宝くじの発送までに中途解約された場合
- (2) 意図的な短期間での預入の繰返し等、取引の公平性を害するおそれがあると認められる場合